

## 別紙（東京電力パワーグリッド株式会社 管内）

### 1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

### 2. 適用条件

この別紙は、当社の都市ガスと電気を同時に申し込み、なおかつ当社との協議が整ったお客様に適用いたします。

### 3. 料金計算方法

電気料金 = ①基本料金 + ②電力量料金 ± ③燃料費調整額 + ④再生可能エネルギー発電促進賦課金 - ⑤割引額

①基本料金 = 最低料金（次項3（1）の場合）

基本料金 = 基本料金単価 × 契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用量

③燃料費調整額 = 燃料費調整単価 × 使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用量

⑤ 割引額 = (①+②+③) × 割引率

### 4. 契約種別、料金単価等

#### （1）従量電灯A

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 使用する最大電流が5アンペア以下であること。

(b) 定額電灯を適用できないこと。

##### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。

##### ハ 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

##### ニ 料金単価（税込）

最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	235円84銭
電力量料金	上記を超える1kWhにつき	19円88銭

##### ホ 割引率

割引率は12%とします

#### （2）従量電灯B

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。  
(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286円00銭
	15A		429円00銭
	20A		572円00銭
	30A		858円00銭
	40A		1,144円00銭
	50A		1,430円00銭
	60A		1,716円00銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	19円88銭
	121kWh～300kWh	1kWh	26円48銭
	301kWh～	1kWh	30円57銭

ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235円84銭
---------	---------

ヘ 割引率

割引率は12%とします

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当

と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

#### ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	~120kWh	1kWh	19 円 88 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	26 円 48 銭
	301kWh~	1kWh	30 円 57 銭

#### ホ 割引率

割引率は 12 % とします

### (4) スタンダード S

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

## ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286 円 00 銭
	15A		429 円 00 銭
	20A		572 円 00 銭
	30A		858 円 00 銭
	40A		1,144 円 00 銭
	50A		1,430 円 00 銭
	60A		1,716 円 00 銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	19 円 88 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	26 円 46 銭
	301kWh～	1kWh	30 円 57 銭

### ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

### ヘ 割引率

割引率は12%とします

## （5）スタンダードL

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

## ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	~120kWh	1kWh	19 円 88 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	26 円 46 銭
	301kWh~	1kWh	30 円 57 銭

ホ 割引率

割引率は 12 % とします

## (6) スマートライフプラン

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

### ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(a) 季節区分は次のとおりとします

#### ① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます

#### ② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます

#### ③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

(b) 平日休日区分は次のとおりとします

#### ① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

#### ② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日にに関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

(c) 時間帯区分は次のとおりとします

① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます

② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます

④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

ホ 料金単価（税込）

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	1kW	450 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間	1kWh	25 円 33 銭
	オフピーク時間	1kWh	25 円 33 銭
	深々夜時間	1kWh	17 円 46 銭
	夜間時間	1kWh	25 円 33 銭

ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	231 円 55 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 12 % とします

(7) スマートライフ S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(d) 季節区分は次のとおりとします

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます

② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

(e) 平日休日区分は次のとおりとします

① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

(f) 時間帯区分は次のとおりとします

① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます

② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます

④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

ホ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286 円 00 銭
	15A		429 円 00 銭
	20A		572 円 00 銭
	30A		858 円 00 銭
	40A		1,144 円 00 銭
	50A		1,430 円 00 銭
	60A		1,716 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間	1kWh	25 円 80 銭
	オフピーク時間	1kWh	25 円 80 銭
	深々夜時間	1kWh	17 円 78 銭
	夜間時間	1kWh	25 円 80 銭

ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 12 % とします

(8) スマートライフ L

## イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

## ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

## ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(a) 季節区分は次のとおりとします

① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます

② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

(b) 平日休日区分は次のとおりとします

① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

(c) 時間帯区分は次のとおりとします

① ピーク時間

夏季の平日における毎午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます

② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます

④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

#### ホ 料金単価（税込）

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	286 円 00 銭
電力量料金	ピーク時間	1kWh	25 円 80 銭
	オフピーク時間	1kWh	25 円 80 銭
	深々夜時間	1kWh	17 円 78 銭
	夜間時間	1kWh	25 円 80 銭

ヘ 割引率

割引率は 12 % とします

#### (9) 夜トク 8

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

##### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流单相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

##### ハ 契約電力

契約電力（キロワット）は、その 1 月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客様との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。

#### ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

##### (a) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

##### (b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### ホ 料金単価（税込）

基本料金	契約容量 1 キロワットにつき	1kW	214 円 50 銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	32 円 74 銭
	夜間時間	1kWh	21 円 16 銭

ヘ 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は12%とします

#### (10) 夜トク12

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力（キロワット）は、その1月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前11月（特別の事情がある場合は、前11月以内でお客様との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

なお、契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとします。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

基本料金	契約容量1キロワットにつき	1kW	214円50銭
電力量料金	昼間時間	1kWh	34円39銭
	夜間時間	1kWh	22円97銭

ヘ 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

ト 割引率

割引率は 12 % とします

## (11) プレミアム S

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

### ニ 料金単価（税込）

基本料金	10A	1 契約	286 円 00 銭
	15A		429 円 00 銭
	20A		572 円 00 銭
	30A		858 円 00 銭
	40A		1,144 円 00 銭
	50A		1,430 円 00 銭
	60A		1,716 円 00 銭
電力量料金	定額料金	~400kWh	9,879 円 63 銭
	401kWh~	1kWh	29 円 58 銭

### ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

### ヘ 割引率

割引率は 12 % とします

## (12) プレミアム L

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	286円00銭
電力量料金	定額料金	400kWh	9,879円63銭
	401kWh～	1kWh	29円58銭

ホ 割引率

割引率は12%とします